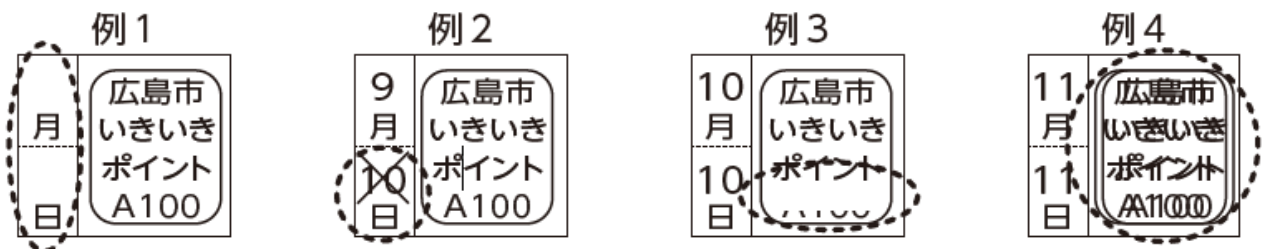


御 注 意 く だ さ い ！

～有効なスタンプ押印について～

高齢者いきいき活動ポイント事業におけるポイントは、広島市に登録している活動団体が、参加者の活動（登録済のもの）の実績を確認し、「スタンプ管理責任者又は副責任者（医療機関が活動団体の場合には、医療機関のスタッフ）」が、ポイント手帳に「スタンプを押印した場合」にのみ付与されます。

このため、次のように、スタンプを押印する欄への記入・押印があったとしても、いつ押したのかを含め、不明瞭な押印については、「スタンプを押印した場合」とは取り扱うことができませんので御注意ください。



例1 日付けの記載がない場合（月又は日のいずれかが記載されていない場合を含む。）

例2 日付けを取り消しているが、修正後の日付けが記載されていない場合

例3 押印が不明瞭で、スタンプ番号が確認できない場合

例4 スタンプが押し直されているが、どの団体が押印したスタンプなのか分からない場合